

福岡県公報

平成十九年十月十五日
第二千七百三十八号
増刊 ①

目次

条 例(第五十五号―第六十二号)

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例の

一部を改正する条例 (県民情報広報課) …………… 2

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(障害者福祉課) …………… 2

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(障害者福祉課) …………… 3

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例

(自然環境課) …………… 3

福岡県開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例

(都市計画課) …………… 3

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を

改正する条例 (都市計画課) …………… 4

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課) …………… 4

政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条

例の一部を改正する条例 (議会事務局調査課) …………… 4

公布された条例のあらまし

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条
例 (総務部県民情報広報課)

部を改正する法律の制定に伴い、資産等報告書等の記載事項について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 障害者自立支援法の制定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 温泉法の一部を改正する法律の制定により、土地の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、合併、相続等の場合における地位の承継ができることとされたことに伴い、地位の承継承認の申請に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年十月二十日から施行することとした。

福岡県開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例

(建築都市部都市計画課)

1 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴う都市計画法施行令の一部改正により、市街化調整区域内における大規模開発の許可に係る基準が廃止されたことに伴い、当該基準に基づき定められた福岡県開発区域の面積の特例に関する条例を廃止することとし

た。

2 この条例は、平成十九年十一月三十日から施行することとした。

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部都市計画課)

1 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年十一月三十日から施行することとした。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課)

1 生徒一人一人の多様な興味及び関心、能力及び適性並びに進路希望等に応じた望ましい教育を展開するため、県立高等学校の再編を行うことにより朝倉市に新たに県立高等学校を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十九年十一月一日から施行することとした。

政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局調査課)

1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の制定に伴い、資産等報告書等の記載事項について所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十五号

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例の一部を

改正する条例

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中、「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号)附則第三条第十号の旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十六号

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十八条の二第三項の規定に基づき、同項に規定する報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(症状等の報告)

第二条 知事は、法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者に対し、同項に規定する任意入院者(以下「任意入院者」という。)の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」

という。(第二十号の五各号に掲げる事項について報告を求めることができる。

(報告の時期)

第三条 前条に規定する報告は、省令第二十条の四第一号に掲げる要件を満たす任意入院者については法第二十二号の三の規定による入院が行われた日(以下「入院の日」といふ。)(の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に、省令第二十条の四第二号に掲げる要件を満たす任意入院者については入院の日から起算して十二月を経過するまでの間は六月ごとの各月に行わなければならない。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後に法第三十八号の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者について適用する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表三四の項の次に次のように加える。

三四の二 福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例(平成十九年条例第五十六号)に基づく事務のうち、同条例の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及び関係の送付	大牟田市
---	------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十八号

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県温泉法関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同表三の項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表四の項中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同表に次のように加える。

五 法第六条第一項(法第十一条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条第一項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)、法第十六条第一項及び法第十七条第一項の規定による地位の承継承認申請に対する審査	地位承継承認申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき
---	-------------	--------	-------

附則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。

福岡県開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十九号

福岡県開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例

福岡県開発区域の面積の特例に関する条例(平成十五年福岡県条例第二十一号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

る条例

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十六年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三及び第八号の四」を「第三十四条第十一号及び第十二号」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第六条の見出し中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改め、同条第一項中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改め、同条第一号の表二項下欄中「流通業務施設で規則で定める業務内容のもの」を「流通業務施設のうち規則で定めるもの」に改め、同項第二号二中「第三十四条第十号ロ」を「第三十四条第十号」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十一号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十條の二第二項の表中九十八の項を九十九の項とし、八十七の項から九十七の項までを一項ずつ繰り下げ、八十六の項の次に次の一項を加える。

87	福岡県立朝倉光陽高等学校	朝倉市
----	--------------	-----

附則

この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十二号

政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

部を改正する条例

政治倫理の確立のための福岡県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号の旧郵便貯金

(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）